

送り手たちの犯罪報道をめぐる予備的考察

—犯罪報道の「問題」と送り手たちの現在—

A Preliminary Study of Criminal Reports on Media Sender Research
—A Overview of Criminal Reports' Issues and the Media Senders' Actualities—

北出真紀恵*, 四方由美**, 大谷奈緒子***, 小川祐喜子****, 福田朋実*****

Makie KITADE, Yumi SHIKATA, Naoko OTANI, Yukiko OGAWA, Tomomi FUKUDA

キーワード：犯罪報道、人権、集团的過熱取材、メディアの送り手、インターネット

Key Words : Crime Report, Human Rights, Media Scrum, Media Sender, Internet

要約

本稿は、「犯罪報道におけるジェンダー問題に関する実証的研究」の送り手研究に向けた予備的な考察である。

我が国の犯罪報道研究は、報道される側の「人権」という観点からの議論が中心となって行われてきた。被疑者に対する犯人視報道や集团的加熱取材など、報道が「人権」を侵害した事例は枚挙にいとまがない。1990年代後半からは、報道の送り手たちはメディア規制の動きに対応して自主的な規制を行ってきており、取材や報道の在り方も変化してきた。筆者らは、犯罪報道の送り手研究の基礎的作業として、メディア規制と報道の変化を確認し、送り手たちの2010年代以降の犯罪報道への取り組みについて把握を行っている。

この作業から導き出されたのは、インターネットとのかかわりという視点である。実証的な犯罪報道の送り手研究へと発展させていくためには、インターネット社会におけるマス・メディアによる犯罪報道が、より詳細に検討されなければならない。

Abstract

This Paper is a preliminary examination of empirical study of criminal reports about gender issues on media sender research. In criminal report studies, there have been many studies on people's human rights covered by reporters. Cases are too frequent to enumerate to violate human rights such as treating criminal reporting and media scrum. From the late

* 東海学園大学人文学部 ** 宮崎公立大学人文学部 *** 東洋大学社会学部

**** 東洋大学人間科学総合研究所 ***** 宮崎公立大学、東洋大学現代社会総合研究所

90's, media senders have continued restrictions on covering and reporting independently, and criminal reports have changed. In this paper we preview press restrictions and the change of criminal reports and consider media senders' wrestling with criminal reporting after 2010's as basic research for the empirical study of criminal reports on media senders. This study has shown the viewpoint of mass media reporting in relation with the Internet as important issues of the day. Detailed studies should be made on examination of criminal reports from media sender in relation with the Internet. We will study criminal reports in the Internet society to further investigate on media sender research for our empirical study of criminal reports.

はじめに

本稿は「犯罪報道におけるジェンダー問題に関する実証的研究」¹の送り手研究に向けて、予備的な考察を行うものである。

筆者ら「犯罪報道とジェンダー研究会」²は、これまでの犯罪報道研究の中で十分ではないと指摘されてきた実証研究の一翼を担うべく、報道内容の分析や、報道内容を読者・視聴者がどのように受容しているか（受け手研究）と、記者や制作者を取り巻く状況はどのようなものか（送り手研究）など、三つの視点から犯罪報道への総合的なアプローチを試みてきている。

本稿では、送り手研究を進めてゆくための基礎的な作業として、犯罪報道をめぐる議論を整理し（第1章）、法制度など社会的な変化を背景に報道内容がどのように変化したのかを概観してみたい（第2章）。次に、筆者らがこれまでに公表してきた報道内容の数量的分析と犯罪報道に対する受け手調査の分析結果の一部を紹介したうえで（第3章）、2010年代以降における報道の送り手たちによる犯罪報道への取り組みの動向について述べる（第4章）。最後に、実証的な送り手研究へと発展させていくために焦点を当てるべき、現代的な課題について確認することとしたい（第5章）。

1 犯罪報道の「問題」をめぐる

まずは、犯罪報道研究において検討されてきた犯罪報道の何が「問題」なのか、犯罪報道をめぐる「問題」がいかなるものかについて整理を行う。

1-1 犯罪報道の「問題」化

犯罪報道研究の研究動向を整理した牧野智和（2012）によれば、犯罪報道の研究・考察が蓄積されてきたのは「意外にも最近」であるという。最も議論が重ねられてきた分野は法学で、主な論点は犯罪報道による「人権の侵害」である。我が国における犯罪報道研究においては、報道さ

れる側の「人権」という観点からの議論が中心となって行われてきた。

「犯罪報道」の「問題」という論点を提出したとされているのは、1976年に日本弁護士連合会が公表した『人権と報道』（日本評論社）、そして1984年に浅野健一が著した『犯罪報道の犯罪』（学陽書房）である。ここでいう日弁連の指摘による犯罪報道の「問題」とは、報道における被疑者・被害者の名誉棄損、プライバシーの侵害、犯人視報道などを指しており、「少なくとも無罪の推定を受けているはずの被疑者・被告人に対しては、原則として、氏名を公表することなく報道すべきである」（日本弁護士連合会、1976）との主張がなされた。また、浅野は「事件が報道されるべきで、個人の名前を知らせる必要はない」（浅野、1984）と「匿名報道」を主張した。なお、この「実名報道」については、以降断続的に議論されてきているが、この問題を取り巻く30年にわたる時間経過の中で、問題を取り巻く状況と問題関心の焦点は移り変わってきている。80年代は被疑者に対する「報道被害」を念頭に匿名報道主義が主張されてきていたが、2000年代以降の議論の中心は被害者の実名報道の是非である。

そもそも、犯罪報道の目的は、被害の回避（被害者予備軍への警鐘）と犯罪の抑制（犯罪予備軍への警告）であるはずだが、犯罪を報道する報道機関が被疑者や被害者の人権を侵害する「報道被害」があとをたたず、その都度、報道機関に対しては激しい批判が寄せられてきた。被疑者の犯人視報道や、集团的過熱取材（メディア・スクラム）など人権侵害の事例には枚挙にいとまがなく、現在も「問題」が解決したとはとうていいえない。

1-2 犯罪報道における3つの「問題」

こうした犯罪報道の「問題」に関する議論を整理した四方由美（2014）によれば、犯罪報道の「問題」は、①メディアの制度に起因する犯罪報道の「在り方」に関する問題、②犯罪報道の影響に関する問題、③犯罪あるいは報道をめぐる法制度等から派生する新たな問題、の三つにわけることができるとされる。

四方（2014）は、それぞれの「問題」を次のようにまとめている。

まず「①メディアの制度に起因する犯罪報道の「在り方」に関する問題」として、マス・コミュニケーション論領域におけるこれまでの議論は、この「在り方」に関する問題に分類されるものが多く、警察発表を主な情報源とする日本のマス・メディアにおける犯罪報道は、「逮捕＝犯人」という犯人視報道が人権を侵害するとして問題視されている。また、被疑者を実名報道していることも争点となっている。

次に、「②犯罪報道の影響に関する問題」においては、ニュース編集の問題があげられる。ニュースバリューを判断するのはニュースの送り手であり、どのような犯罪が伝えられ、あるいは伝えられないかを含めた報道の内容は、アジェンダ・セッティング＝議題設定の機能を持つ。これは、読者や視聴者にある種の犯罪観を構築することにつながり、どのような犯罪が強調されるのか、

犯罪のどの部分が強調されるのかということも受け手に影響を与える。さらにラベリング理論によって提起される問題として、ラベリングによる偏見の問題と、被疑者を犯人視し、個人情報やプライバシーに関する報道は、アウトサイダーのラベルを貼ることによって、逸脱的アイデンティティを促進させ、さらなる逸脱的行為に向かわせてしまう負の連鎖の問題がある。

そして、「③犯罪あるいは報道をめぐる法制度等から派生する新たな問題」としては、犯罪や報道をめぐる制定された法制度がいずれも「人格権をはじめとする被疑者・被害者等報道される当事者の権利を保護しようとする主旨でつくられているが、必ずしも主旨通りの結果になっていないという問題」であると四方は指摘する。なぜなら、個人情報保護法（2003年成立、2005年施行）や、犯罪被害者等基本法に基づいて閣議決定された犯罪被害等基本計画（2005年）は、取材の自由を制限してしまう側面は否めず、調査報道を困難にしてしまうからである（四方、2014）。

田島泰彦（2011）は、個人情報保護法を理由とする公務員名や事件・事故の被害者等の匿名発表、犯罪被害者等基本法とそれに基づく犯罪被害者等基本計画による犯罪被害者に関する警察の匿名発表、また、裁判員法に定める裁判員等への接触禁止などは、取材・報道自体への直接的な規制というより、取材・情報源である行政機関等による情報開示を制限し、その回路を狭めることによって、メディアの取材・報道を実質的に制限する意味をもつと述べている。こうした法制度は、確かにメディアスクラムやプライバシー侵害などの報道被害から被害者を守る側面がある一方で、被害者側の取材ができず、警察発表の情報のみで報道活動を行わなければならないことは、「報道の自由を、また知る権利を阻害するだけでなく、ひいては、被疑者・被害者の権利までも阻害してしまう」（四方、2014）につながるといえよう。

振り返れば、70年代に提出された犯罪報道の「問題」群は、それ以降、解決されることなく、現在は、①犯罪報道の在り方への異議申し立てはより深刻になり、②犯罪報道の受け手への影響には異なる特徴が加わり、③メディアを規制する法制度等から派生する別の問題が懸念されるといった様相を呈している（四方、2014）といえる。

2 法制度と取材・報道の変化

本章では、犯罪報道が「問題」化されてから犯罪報道の在り方がどのように変化し、法的な規制をうけながら現在どのような議論が展開されているのか、概観することとしたい。特に前章において言及した「犯罪あるいは報道をめぐる法制度等から派生する新たな問題」に焦点をあて、マス・メディア（送り手）にインパクトを与えたと考えられる出来事を中心に整理しておきたい。

2-1 「犯人視報道」への疑問

犯罪報道においてとりわけ問題視されてきたのは、有罪が確定するまでは無罪である被疑者・

被告人を犯人のように取り上げる「犯人視報道」である。前述したように、日本弁護士連合会（1976）は、報道が被疑者・被告人の名誉毀損やプライバシーの侵害といった人権を侵害していると指摘し、報道される人々の名誉とプライバシーが不当に侵害されないことがないよう、マス・メディアの自主規制による改善の必要性を求めた（日本弁護士連合会 1976）。1987年の「人権と報道に関する宣言」においても、「民主主義国家において報道の自由は受け手の『知る権利』に奉仕するものとして最大限に保障されなければならない」としつつ、「興味本位または営利主義に流され、報道の本来の目的を逸脱する傾向が強まり、個人の名誉・プライバシーを不当に侵害する事例が多発し、また、性差別を温存・助長する例も解消されていない」と、報道による人権侵害被害が継続していることを指摘しており、報道内容を審査・救済を行う社内オンブズマン制度の設置と報道評議会等の審査救済機関の導入を提起した（日本弁護士連合会、1987）。

一方、五十嵐二葉（1991）は、ニューヨークタイムズと朝日新聞の犯罪報道の分析比較を通して、犯罪報道が大きく取り上げられることや繰り返し報道されること、捜査段階の報道が多いといった日本の報道体質を明らかにしており、捜査段階で被疑者の実名を報道することで、被疑者が有罪のように認識されてしまう点を問題提起している。被疑者を犯人視する報道が続いたロス疑惑事件（1994年）や、第一通報者が被疑者として扱われ報道された松本サリン事件（1997年）は犯人視報道の顕著な例である。これらの事件では、報道が被疑者の人権を大きく侵害し、被疑者は報道によってマイナスの地位を付与された。

70年代後半からの犯罪報道をめぐる議論は、裁判で有罪が確定するまでは無罪とみなされる「推定無罪」という被疑者・被告人の権利が、マス・メディアの報道において侵害されている点を問題の中心に置いて議論されてきたといえる。匿名で報道するか、実名で報道するかといった匿名報道の議論へと繋がった。マス・メディア側もこの流れを受け、刑事事件の被疑者に対する呼び捨ての廃止や「容疑者」「さん」の呼称使用へと対応をみせた。

2-2 「犯罪被害者」への視点の登場

被疑者・被告人の人権侵害が問題視され議論が積み上げられる一方で、被害者に対する報道被害も問題視されはじめる。被害者報道の在り方を考える契機となった例として1997年の東京電力女性社員殺人事件があげられる。この事件では、多くのマス・メディアが被害者のプライバシーの暴露に傾斜し、被害者の尊厳を貶める報道がされた。日本弁護士連合会は声明で、「一部に冷静な姿勢も見られるものの、特に夕刊紙やスポーツ紙、週刊誌、テレビなどの多くは、女性差別の色濃い、興味本位で憶測を交えたセンセーショナルなもので、被害者のプライバシーを著しく侵害するものである」と、メディアの報道姿勢を指摘した（日本弁護士連合会、1997）。

以降、被害者に対する報道姿勢や女性蔑視を反映した報道内容が問題視されるようになる³。犯罪被害者の報道被害について、研究者をはじめ、弁護士等の専門家やマス・メディア側（報道

の送り手)も問題を共有していくこととなった。これらの問題は、とくに女性被害者に着目することで報道被害にアプローチする取り組みを中心に展開された。矢島正見(1991)や四方由美(1996、2014)、小玉美意子ら(1999)は、犯罪報道における被害者に着目し分析を行っている。女性被害者は男性被害者よりも報道される率が高いこと(矢島、1991)、セクシュアリティに関わる事件の被害者がとりわけセンセーショナルに扱われること(四方、1996)、男性被害者よりも女性被害者の方がプライバシーの侵害が著しい(小玉ら、1999)といった、女性被害者の報道傾向が明らかにされた。女性被害者への報道被害を明らかにするこれらの取り組みは、犯罪報道が人々の差別や偏見を助長し再生産することに寄与することを指摘し、報道被害の新たな側面を問題提起するものであった。

一方、2000年に入ると、全国犯罪被害者の会の結成といった、犯罪被害者(遺族)自身が自ら情報を発信する状況が生まれた。犯罪被害の当事者たちの動きからも犯罪被害者に対する社会の関心が高まったといえる。なかでも高橋シズエ・河原理子(2005)は、犯罪被害者(遺族)らの報道被害の経験をまとめた。他方、朝日新聞は1998年3月から「犯罪被害者」シリーズを断続的に連載し、記者として記事の取材を行った河原は犯罪事件の報道において被害者(遺族)と向き合うことの葛藤を記述している(河原、1999)。

このように、研究者や弁護士等の専門家だけでなく、犯罪被害者(遺族)と報道するマス・メディアといった様々な人々を巻き込む形で、被害者報道のあり方を考える取り組みが活発となっていった。被害者への関心の高まりは、被疑者・被告人だけでなく被害者のプライバシーに配慮した報道の模索や犯罪被害者等基本法(2004年)の成立、犯罪被害者等基本計画にもつながったといえる。これらの犯罪被害者に対する法や制度の整備と充実は、被害者支援にも寄与している。セクシャル・ハラスメントなどの性犯罪事件において被害者の特定を防ぐことを目的に被疑者も匿名で報道されるといった、被害者に配慮した報道内容の変化にもつながった。しかし一方で、警察発表の段階で被害者氏名が伏せられる事例や、被害者の情報が伏せられ加害者(被疑者)側の報道に偏ってしまうといった、被害者の利益につながらない状況も生み出している。

2-3 法制度と取材・報道

次に、法制度の点から近年犯罪報道のあり方へ影響を与えた出来事をまとめたい。

ひとつは、少年法改正と少年事件報道である。女子高生コンクリート詰め殺人事件(1988年)や神戸・連続児童殺傷事件(1997年)といった凶悪な少年事件の発生は、少年法や少年事件報道に関する議論の活発化につながり、2001年には刑事処分可能年齢が16歳以上から14歳以上に引き下げられた。また2022年からは、成人が18歳に引き下げられることに伴い、報道において保護対象となる年齢も変更されることになる。少年(現行では20歳未満)は、法律によって匿名にすることが報道機関には義務付けられているため、原則匿名での報道となる。しかし、凶悪犯罪

を起こした未成年者が逃走中に犯罪を重ねることが予想される場合など、事件の状況によって氏名や写真の掲載を認める場合もある。

少年法による保護により未成年の被疑者のプライバシーは保護されやすい状況にあるのに対し、女性被害者の氏名や写真、プライバシーは保護されにくいという現状がある。女子高生コンクリート詰め殺人事件（1989）と岐阜中2女子殺害事件（2006）の新聞報道を比較し、約15年を経た女性被害者の報道を巡る状況を分析した四方（2007）は、女性被害者の報道を巡る状況は大きくは変化していないと述べる。さらには、インターネット情報を引用する記事や社会的な要因に言及する記事といった近年の変化は、詳細な情報から被害者の落ち度を推測させるなど、女性被害者への報道被害を一層深刻にする結果につながると危惧した。このように2000年代になるとインターネットによるメディア環境の変化が犯罪報道に与える影響も指摘されるようになった。

さらに、女性被疑者は被害者と同様にプライバシーを侵害されやすく、被疑者・被告人＝犯人という犯人視報道の面から、被害者より人権を侵害される傾向にある。また、女性被疑者の方がより大きく報道されることから、女性が被疑者の場合にメディアスクラムが問題視されることがある。和歌山カレー事件（1998年）では、被疑者だけでなくその家族にも取材が集中し、被疑者やその周辺の人権やプライバシーの侵害が起こった。日本新聞協会の編集委員会は、2001年に「いやがる当事者や関係者に対する強引な取材」や「対象者が小学生や幼児の場合の配慮」といった、取材による被害が出ないことを表明し、2019年の京都アニメーション放火殺人事件における取材でも、メディアスクラムが発生しないように、報道機関各社で事前に申し合わせて代表取材を行う対応をとった（日本新聞協会、2001、2020）⁴。

2003年には、生存する特定個人の個人情報を扱う事業者（報道機関や学術研究等）に対して利用目的の特定などを定め、本人からの情報開示、訂正請求などに応じる義務を課す「個人情報の保護に関する法律」が成立した。これらの法の整備や拡充が、報道内容に与える影響については、今後も注視していく必要がある。

2009年に始まった裁判員制度も報道の在り方に影響を与えた。裁判員法によってマス・メディアは取材や報道において、裁判員の個人情報保護、裁判員等への接触の禁止、といった一定の規制が設けられることになり、取材・報道に制約をもたらしている。日本新聞協会と日本民間放送連盟は、「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」（日本新聞協会、2008）と「裁判員制度下における事件報道について」（日本民間放送連盟、2008）で、それぞれ裁判員裁判における取材・報道の自主ルールを策定していく上での指針、ガイドラインを示している。これらの対応は、今後の犯罪報道にも影響を与えていると考えられ、報道の自由や人々の知る権利を踏まえた議論に発展している。

3 犯罪報道とジェンダー研究会の研究結果

犯罪報道をめぐる「問題」と、犯罪報道が社会的批判やメディア規制を受けながら、報道の在り方をどのように変化させてきたのかを見てきたが、本章では、犯罪報道の現在に接近を試みた筆者らによる研究成果の一部を紹介したい。

先行研究にみられる「犯罪と女性」の分析の視座を踏まえ、筆者らは、被疑者・被害者の名誉棄損、プライバシー侵害、被疑者を犯人視する報道などを中心に犯罪報道の在り方に関する議論を展開するべく、前掲の3つの側面から犯罪報道について多角的に実証研究に取り組んできた。

本章では、2010年代から実施した報道内容の数量的分析と報道の受け手への調査で得た知見についてそれぞれ整理する。

3-1 報道内容の数量的分析

第1に、女性に関わる6つの事件（「大阪男児死体遺棄事件・2016年11月」「大阪乳児死亡事件・2016年12月」「千葉女児殺人未遂事件・2016年12月」「千葉大生集団強姦事件・2016年11月」「仏・留学生不明事件・2016年12月」「大阪准看護師強殺事件・2017年1月」）を選定し、朝日新聞の事件報道の記事を分析した。そのうち、週刊誌でも報じられ、被疑者が男性、被害者が女性の事件である「千葉大生集団強姦事件」「仏・留学生不明事件」については雑誌記事も分析対象とした（四方ら、2017）。女性に関わる事件がどのような語・語句によって伝えられているのか、また、それらの語・語句同士がどのように関連付けられているのか明らかにするために、KHコーダーを用い各事件の抽出語リストと共起ネットワークから事件報道の全体的傾向について検討した。その結果、死亡（殺害）事件の場合、抽出語として被害者名、被疑者名が多く出現し、特に被害者名が多い傾向にあるものの、個人のプライバシーや個人情報を想起する語や、煽情的な語が共起することはあまりないことが確認できた。実名報道の是非は別として、客観的知見に基づく報道を行っている」と結論付けられた。

次に、週刊誌報道も新聞記事と同じ方法で、各事件の抽出語リストと共起ネットワークを抽出し、週刊誌における事件報道の全体的傾向について検討した。今回分析対象とした週刊誌は取材やインタビュー記事が多くなる傾向にあり、週刊誌独自の特徴は有するものの、総体的に被害者に関する報道は少ない。また、被害者の語や語句が起因する共起ネットワークでも煽情的な語や語句はみられなかった。他方、被疑者については、本人やその家族も含めて多く報道されており、家族への取材・インタビュー、被疑者および被疑者の家族の個人情報やプライバシーに関する情報を詳細に掲載するなど、事件と直接関係しない記事も多い。またその内容については、読者の感情や欲望をあおるような記述といえる。

最後に、新聞報道についてより体系的に取り組むべく、前掲の朝日新聞に読売新聞と毎日新聞を加え、「千葉大生集団強姦事件」「仏・留学生不明事件」の報道を対象に、事件の抽出語リスト

と共起ネットワークによる分析を行った。被害者・被疑者については実名⁵の出現が多く、これは各紙とも共通している。被疑者については、「千葉大生集団強姦事件」には被疑者が4名いるが、各被疑者の取り上げ方（出現回数）は各紙で異なっており、報道の量について違いがみられる。報道の内容については3紙ともおおむね共通しており、被疑者、被害者にかかわらず、個人情報やプライバシーに関する語はあまり出現しない。ただし、被疑者の留学前の大学生活の様子や留学後の夢など、事件とは直接かわりがない人物像がわかる内容が掲載されており、それについての掲載量は各紙で異なる。また実名報道については、被疑者、被害者とも実名による報道であるが、被害者の実名（名字だけでも含む）の掲載が圧倒的に多い。2010年代の新聞の事件報道については、90年代までのようなセンセーショナルな報道や見出しは見られず、報道される側の人権に配慮した報道姿勢が確認できた⁶。

3-2 報道の受け手への調査

2018年5月24日から5月28日にかけて実施したインターネット調査「マスコミ報道についての意識調査」のデータをもとに、犯罪報道に関する受け手の意見や評価、および犯罪報道が人びとの認識する主観的現実及ぼす影響について検討した。報道の評価や意見は、「殺人事件の報道」「幼児虐待事件の報道」「性犯罪事件の報道」のそれぞれについて尋ねた。その結果、受け手に共通しているのは報道から事件や社会を認知することで、社会の治安悪化を感じていることと、興味本位による事件報道、容疑者の犯人視報道、独自取材報道の不十分さを指摘する意見が多いことであった。また、事件の被疑者・被害者の個人的な情報やプライバシーに関する報道については、事件の背景や詳細を知るうえで必要であるという意見がある一方で、個人的な情報やプライバシーについては報道する必要はないという意見も多かった。この結果を、新聞、テレビ、インターネットニュースのメディア別・利用時間別に検討した結果、受け手は利用時間が長くなるにしたがって社会の治安悪化を感じていること、特に、新聞の長時間閲読者でその傾向が強くなるという知見を得た。また、興味本位で人びとを扇動するような報道や犯人視報道についての意見は、インターネットニュースの利用者で多くなる。殺人事件と性犯罪事件の報道については、新聞の独自取材の少なさが指摘された⁷。

4 送り手たちの取り組み

法規制による報道の在り方の変遷を押さえたうえで、筆者らによる犯罪報道の実証的研究として、報道内容分析と受け手評価の調査結果から、現在の犯罪報道がいかなる様相であるのかを見てきた。

そこで本章では、第3のアプローチである送り手研究の糸口として、送り手たちの現在状況を探るために、2010年以降に公表されたマス・メディアの送り手たちによる犯罪報道に対する指針

などをみていきたい。こうした取材・報道におけるガイドラインは、各社、社内向けには随時作成されているが、公刊されていないものが多いため、本章では、『事件の取材と報道 2012』朝日新聞社（2012）や『取材と報道』日本新聞協会編集委員会（2018）など、送り手側の犯罪報道に対する考え方や立場を公刊したものを中心に、2010年代以降における報道の送り手たちが犯罪報道をめぐる問題にどのように向かおうとしているのかを検討する。

4-1 メディアスクラムへの対応

報道による「人権の侵害」として批判の中心となってきたのがメディアスクラムである。報道の送り手たちは、メディアスクラムに対する防止策について、20年以上にわたって取り組み、報道機関としてその態度を公表してきている。

日本新聞協会（新聞・通信・放送129社加盟）が最初に見解を示したのは2001年12月であった。「集团的過熱取材に関する日本新聞協会編集委員会の見解」とした「見解」では、メディアスクラムとは「大きな事件、事故の当事者やその関係者のもとへ多数のメディアが殺到することで、当事者や関係者のプライバシーを不当に侵害し、社会生活を妨げ、あるいは多大な苦痛を与える状況を作り出してしまう取材」（日本新聞協会、2001）と定義し、被害者に対しては「集团的取材により一層の苦痛をもたらすことがないように、特段の配慮がなされなければならない」とし、また、メディアスクラムが起きてしまったときはできるだけ早く解消する仕組みを作った。嫌がる当事者に強引に取材を行わない、葬儀の取材の際は遺族や関係者の心情を踏みにじらないよう配慮する、近隣の交通や静謐を阻害しないなど、順守すべき項目を事細かに例示した。メディアスクラムに自主的に取り組み解決していくことは、報道の自由を守り、国民の「知る権利」に答えることにつながるという認識がこうした取り組みの背景にある。

加盟各社によるメディアスクラム防止の取り組みにより、メディアスクラムは確かに改善された点もあるが、いまだ解決したとはいえ、「状況は改善されたとはいえ、それは相対評価で、当事者の印象はまた別である」（河原理子、2018）という指摘もある。

最新の防止策として、日本新聞協会編集委員会は、2020年6月11日、「メディアスクラムを防ぐ新たな申し合わせ」を公表した。新方策は2001年の「見解」を追認し、記者会見や囲み取材が困難な場合は代表取材を申し込むなどの実例が盛り込まれた。

新方策が公表された背景には、送り手たちの被害者報道における「実名報道」原則が危機にさらされていることがあげられる。

4-2 犯罪被害者の人権への配慮

犯罪報道において、被害者報道が問題視されてきた経緯については、第2章で詳述したが、現在の犯罪報道において、被害者の取材・報道は大変重要なトピックである。

朝日新聞が、取材・報道の指針として公表した『事件の取材と報道 2012』では、第5章に「事件報道と人権」が置かれた。「事件報道と人権」の第1章は被害者やその家族・遺族、第2章は死者の尊厳、第3章には性犯罪被害者、第4章にメディアスクラム（集団的過熱取材）について論じた内容となっている。

事件や事故の被害者は長らく置き去りにされてきた。捜査や裁判では必要な時だけ呼び出され、「心の傷」は自分で何とかするしかないという時代が続いた。

警察・検察が被害者対策に乗り出したのは90年代後半になってからである。2000年になって「全国犯罪被害者の会」（あすの会：2018年活動終了）が発足、犯罪被害者への支援体制を整える犯罪被害者等基本法が成立したのは2004年12月である。被害者側から報道による2次被害の申し立てが相次いだこともあり、メディアスクラムへの対策も積極的に講じられるようになった。それでもなお、被害者への取材・報道に対する社会からの批判は根強い。

朝日新聞社（2012）では、被害者を取材・報道する意味として、①事件の真相に近づく ②被害者の置かれた状況、③真の姿を社会に伝える、④被害者への思い込みや偏見を変える、⑤事件を多角的に知ることによって地域の安全確保や再発防止に役立てる、⑥操作や裁判などの手続きが適正に機能しているかチェックする、の6点があげられた。

また、被害者の名前については、「実名を原則」としているとしながらも、被害者ゆえに講ずべき報道での配慮としては、性犯罪被害者は匿名、また現場の判断の積み重ねによって、「振り込め詐欺」や「結婚詐欺」など個人を標的にした詐欺事件の場合の私人の被害者は匿名など、匿名報道を採用するとされた（朝日新聞社、2012）⁸。

こうした「例外」をのぞけば、あくまでも「実名が原則」とされているのであるが、2005年の個人情報保護法全面施行後は、社会的に「匿名化」が進み、人権やプライバシーについての意識の高まりとも相まって、社会のあらゆる分野で顕著になっており、被害者の「実名報道」に対する議論が再燃している⁹。

4-3 被害者報道と実名

日本新聞協会（2018）は、その「まえがき」で、「今私たちが直面している問題」として「実名問題」をあげている。2016年相模原市の障害者施設殺傷事件、2017年の座間市9人殺害事件をきっかけに、報道機関は『実名原則』の意義と国民の理解を得る努力の大切さを再確認したものの、他方で、大きな災害時でも自治体は行方不明者の氏名公表を控えるなど「匿名化の流れが加速」している点を指摘した。「報道機関が、特に社会的影響の大きい事案で被害者を原則として実名で報じるのは、実名が事実の核心であり、正確な報道に不可欠であるから」（日本新聞協会、2020）である。そして、それは「報道の真实性や訴求力を高めて公共の利益に資するため」であり、「被害者がかけがえのない存在であることを示す意味」もあると謳っている。そして、被害者の実名

が公表されなくなり、「匿名社会」化がさらに進めば、人々は世の中で何が起きているのかを正確に知ることが困難になる」としている（日本新聞協会、2018）。

一方で、取材によって被害者に負担をかけるケースが実際あり、それが実名報道を拒否する背景の一つになっていることを承知したうえで、メディアスクラム防止のための新方策を講じていることを改めて公表した。2020年6月に公表された「メディアスクラムを防ぐ新たな申し合わせ」である。メディアスクラムが発生することが確実とみられる場合は新聞・通信社と、テレビ局から代表者を選び、各社からの質問の取りまとめを行い、記者会見や囲み取材が困難な場合は代表取材を申し込むといった取材方法が採用され、メディアスクラム回避に一定の効果をあげてきている。また、事件ごとに工夫し、誠意をもって関係者の負担軽減に努めることとし、日本新聞協会小委員会等の横断的組織を協議の場とし、事例について検証し、いまだ批判をうける取材時のマナーについては、記者教育に力を入れるとした。また、この「申し合わせ（2020年）」では、参考例として「京都アニメーション放火殺人事件」での取材活動をあげた。事件発生後の3日後、京都府警新聞記者クラブでは、①取材を拒否している被害者・遺族の意向は、加盟各社間で共有するよう努める、②取材への負担を軽減するため、被害者・遺族取材について、複数の社が取材を行う可能性が高い場合には、なるべく各社まとめた形での取材を行う、③独自取材を妨げるものではない、の3点を申し合わせている。8月2日、一部の被害者の実名が公表された後も、メディアスクラム防止対策については議論が続けられ、①遺族・関係者に取材の可否を確認する際は、新聞・通信社1社、テレビ1社が代表して行う、②取材側の意図、人数、方法を詳細に伝えることを申し合わせたと述べている。なお、8月27日の2回目の公表後の取材では、あらかじめ決めておいた取材対象者の自宅近くの集合場所にきた各社の中から、新聞・通信社1社、テレビ1社の代表を決め、代表社が遺族らの取材への意向を確認する方向がとられたが、ほとんどの遺族が取材拒否であったこともあわせて公表された。

こうした「メディアスクラムへの申し合わせ」が改めて公表される理由としては、マス・メディアの送り手＝報道機関側に「実名報道」原則への危機意識が非常に高く共有されていることに他ならない。

5 犯罪報道の送り手研究に向けて

曾我部真裕（2016）は、「実名報道」原則について、被害者の実名報道の是非が議論されるようになった背景として、ソーシャルメディアの普及により、問題はさらに複雑化していることがあると指摘する。

2016年7月に起きた相模原殺傷事件では神奈川県警が被害者を匿名発表し、報道機関も匿名報道を続けた。また2019年7月に発生した京都アニメーション放火事件では、犠牲者を実名で報道することへの合意がなされるまで1か月を要した。主に遺族の意向が理由だとして京都府警が

ら犠牲者 36 人の身元が伝達されたのは事件から 1 か月後であった。曾我部 (2016) は、このような警察の対応は、メディアスクラム、間接的にはインターネットによる拡散を懸念してのことと考えられ、警察が遺族の意向を確認することは不思議ではないとした。さらに、「取材過程におけるものも含む報道被害の問題は、被害者にとっては個々の報道機関の責任というだけではなく、総体としての報道機関の責任によるもの」である (曾我部、2019)。「被害者は多数の報道機関、あるいは週刊誌やネットメディアの取材を受け、報道されるのであり、被害者の受ける被害はこれらの総体」であり、「報道に接した周囲の人々あるいは仕事先など社会生活上接点のある人々から受ける偏見に基づく冷たい仕打ちや、今日ではネット上での誹謗中傷等の間接的なものも、報道被害」(曾我部、2016) と受け止められることから、週刊誌やネットメディアも報道被害に対する取り組みに参加することがのぞましいと示唆した。この点に関しては、報道記者である河原 (2018) も「取材する側が意識するのは、自分の取材あるいは自社の取材でも、取材される側にとっては (特に最初は) ひとむれなのだ」と述べている。

日本新聞協会 (2018) は、その「まえがき」で、ネット社会がこれまでのメディアの発信スタイルや取材方法、在り方まで変えようとしていることを前提とし、ネット社会にどう向き合うのかを新たな「取材と報道」の課題として提案した。ネットの特性を生かした速報や、動画の活用など新たな表現を工夫する必要があるとしたうえで、瞬時にシェアされ拡散するネット上に出た記事が、報道されたニュースの範囲内にとどまらず、報道がきっかけで当事者の個人情報暴露され、インターネット上にさらされる危険性を指摘している。

筆者らの「犯罪報道とジェンダー研究会」による、犯罪報道の送り手研究はまだ始まったばかりであるが、これまでに、インタビュー調査¹⁰を行った新聞社 (全国紙)、テレビ局 (在京局) の報道の送り手たちは皆一様に「ネット社会における犯罪報道」「犯罪報道と SNS とのかかわり」について、看過できないテーマとして言及した。ネット社会における情報発信の危険性が言及されたのは、2010 年代後半からの特徴である。また、「被害者の実名報道」についてもガイドラインに従えばよいというような単純なものではなく、ジェンダーの問題を含め非常にセンシティブな問題をはらんでいる。

牧野 (2012) によれば、犯罪報道の送り手の分析の嚆矢と考えられるのは大庭絵里 (1988、1990) による送り手の実証的分析である。大庭は、新聞記者へのインタビュー調査を行い、彼ら彼女らのニュース価値、警察発表を中心とする情報源、報道の社会的意義について記者たちがどのように考えているのかを探っている。牧野 (2012) は、大庭の知見は今でも一定の有効性をもつとしながらも、研究が行われた 1980 年代後半と現在における送り手たちのニュース価値や制作プロセス、記者の社会化のありようは、同様のものなのか検討の余地があるとしている。今後、実証的な送り手調査を進展させていくための新たな課題として、犯罪報道の取材と報道が、法規制によって何が変わり、何が変わらないのか、また、被害者をめぐる取材・報道の在り方はいかなる

ものか、マス・メディア報道のみならず「インターネット社会とのかかわり」のなかで、送り手たちが直面している問題はいかなるものか、犯罪報道の送り手たちをめぐる現代的な状況について実証的な調査を続けていくことにしたい。

〈文献〉

- 朝日新聞社，2012. 事件の取材と報道．朝日新聞出版．
- 浅野健一，1984. 犯罪報道の犯罪．学陽書房．
- ，2009. 裁判員と「犯罪報道の犯罪」．昭和堂．
- 梶澤和幸・田島泰彦，2009. 裁判員制度と知る権利．現代書館．
- 五十嵐二葉，1991. 犯罪報道．岩波書店．
- 大谷奈緒子・四方由美・北出真紀恵・小川祐喜子・福田朋実，2019a. 受け手による犯罪報道への評価，東洋大学社会学部紀要 第56号-2号: 125 - 136.
- ，2019 b. 受け手による犯罪報道への評価 (2)，東洋大学社会学部紀要 第57号-1号: 99 - 115.
- ，2020a. 受け手による犯罪報道への評価 (3)，東洋大学社会学部紀要 第57号-2号: 45 - 57.
- ，2020b. 受け手による犯罪報道への評価 (4)，東洋大学社会学部紀要 第58号-1号: 69 - 82.
- 大庭絵里，1988. 記者は、いかに記者になるか—記者の社会化過程に関する一考察，法学セミナー増刊 総合特集シリーズ39 人権と報道を考える，日本評論社: 195-203. 1990. 犯罪報道におけるニュース決定，法学セミナー増刊 総合特集シリーズ45 犯罪報道の現在，日本評論社: 223-232.
- ，犯罪報道におけるニュース決定，法学セミナー増刊 総合特集シリーズ45 犯罪報道の現在，日本評論社: 223-232.
- 河原理子，1999. 犯罪被害者 いま人権を考える．平凡社新書．
- ，2018. 人権に資する報道とは何か—「全国犯罪被害者の会」が残したもの，新聞研究 805号．日本新聞協会: 58-61.
- 小玉美意子・中正樹・黄允一，1999. 雑誌における女性被害者報道の分析 事例研究: 「東京電力女性社員殺人事件」を「学習院大男子学生殺人事件」と比較する，ソシオロジストNo.1: 1-38.
- 四方由美，2007. 犯罪報道は変化したか—メディアが伝える女性被害者／女性被疑者，宮崎公立大学人文学部紀要 第15巻第1号．
- 四方由美，2014. 犯罪報道におけるジェンダー問題に関する研究 ジェンダーとメディアの視点から，学文社．
- 四方由美・大谷奈緒子・北出真紀恵・小川祐喜子・福田朋実，2018. 犯罪報道の共起ネットワーク分析 (1)，宮崎公立大学人文学部紀要第25巻第1号: 63-80.
- ，2019. 犯罪報道の共起ネットワーク分析 (2)，宮崎公立大学人文学部紀要 第26巻第1号: 79-92.
- 曾我部真裕，2016. 「実名報道」原則の再構築に向けて「論拠」と報道被害への対応を明確に，Journalism 317号．朝日新聞社: 83-90.
- ，2019. 報道界挙げて社会と対話を—ネット時代の被害者報道と実名報道原則．新聞研究 819号，日本新聞協会: 16-19.

- 高橋シズエ・河原理子, 2005. <犯罪被害者>が報道を変える. 岩波書店.
- 田島泰彦, 2011. 調査報道と表現の自由 調査報道の条件と可能性を探る, 田島泰彦・山本博・原寿雄編, 調査報道がジャーナリズムを変える. 花伝社.
- 日本新聞協会, 2018. 取材と報道. 改訂5版.
- 日本新聞協会サイト, 集団過熱取材に関する日本新聞協会編集委員会の見解 (2001年12月6日), https://www.pressnet.or.jp/statement/report/011206_66.html/2020年10月29日閲覧.
- , 裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針 (2008年1月16日), https://www.pressnet.or.jp/statement/report/080116_4.html/2020年10月29日閲覧.
- , メディアスクラム防止のための申し合わせ (2020年6月11日), <https://www.pressnet.or.jp/statement/20200611.pdf>/2020年10月29日閲覧.
- 日本弁護士連合会, 1976. 人権と報道. 日本評論社.
- 日本弁護士連合会・人権擁護委員会編, 2000. 人権と報道 報道のあるべき姿を求めて. 明石書店.
- 日本弁護士連合会サイト, 人権と報道に関する宣言 (1987年11月), https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/1987/1987_1.html /2020年10月29日閲覧.
- , 事件報道における被害者の人権擁護に関して (1997年4月), https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/1997/1997_8.html /2020年10月29日閲覧.
- 日本民間放送連盟, (報道発表) 裁判員制度下における事件報道について (2008年1月17日), <https://www.j-ba.or.jp//category/topics/jba100659/>2020年10月29日閲覧
- 牧野智和, 2012. 犯罪報道研究の現状と課題, 早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊20号—1: 13-24.
- 矢島正見, 1991. 犯罪報道の社会学的分析, 犯罪と非行 No.90: 38-55.

-
- 1 本研究は2016年度～2020年度科学研究費補助金(基盤(C)(研究代表者 四方由美)、研究課題「犯罪報道におけるジェンダー問題に関する実証的研究」)の研究成果の一部を発表するものである。
 - 2 構成員は他に国広陽子(武蔵大学)
 - 3 日本弁護士連合会・人権擁護委員会は、2000年に被疑者報道の問題点と被害者取材の問題点を整理し、被害者報道の最大の問題点を、被疑者のプライバシーに対する配慮がみられないこととしている(日本弁護士連合会 2000)。
 - 4 同じく2001年に民放連も「集団的過熱取材への対応について」を公表している。内容は日本新聞協会と同様で「報道上の留意点」などをまとめている(日本民間放送連盟 2001)。
 - 5 「千葉大生集団強姦事件」の被害者は匿名報道である。
 - 6 筆者らによる犯罪報道の内容分析については他に(四方ら、2018)(四方ら、2019)を参照されたい。
 - 7 (大谷ら、2019a)(大谷ら、2019b)(大谷ら、2020)(大谷ら、2021)を参照されたい。
 - 8 犯罪被害者報道をめぐる送り手たちの取り組みについては、河原(1999)、高橋・河原(2005)に詳しい。

- 9 2020年7月『Journalism』において「実名と被害者報道-実名だから伝わること 被害者だから伝えられること」が特集として組まれた。2016年に起きた「相模原市障害者施設殺傷事件」での被害者匿名報道を受けて「実名報道」について再考する特集が組まれた。
- 10 インタビュー調査は2019年から2020年にかけて、全国紙、全国通信社、公共放送局、在京テレビ局の記者らに実施した。詳細についてはさらにインタビュー調査を重ね、稿を改めて、検討・分析を行う。